

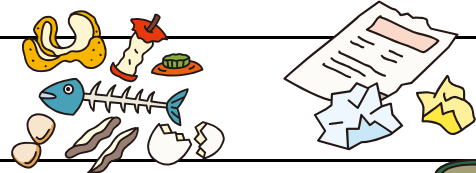
# 環境センターごみ搬入基準案内

令和4年4月1日

- 受付時間 月曜～金曜日 午前8時30分～午後3時(午後0時～午後1時を除く)  
土曜日 午前8時30分～午後0時  
日曜日、年末年始(12月31日～1月3日)は休み
- 料金 10kgにつき100円  
(10kg未満は10kgとし、10kgを超える場合は1kgを単位として計量し、四捨五入した数値とする)
- 搬入車 2トン車までの車両もしくは幅1,900mm、長さ5,600mm以内の車両
- その他 搬入する時は、指定袋に入れる必要はありません。  
ただし、中身が確認できるよう、透明もしくは半透明の袋へ入れてください。  
資源ごみは、搬入できません。各市町の資源置き場へお願いします。  
(プラスチック類・発砲スチロール・雑誌・新聞・乾電池・段ボール・牛乳パック・缶・ビン・カセットテープ)  
有田市・有田川町以外で発生したごみは搬入できません。  
火災等り災によって生じた廃棄物は事前協議のうえ搬入してください。

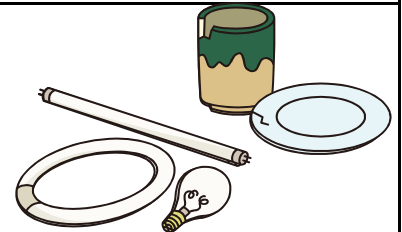
## ①燃えるごみ

台所のごみ・紙くず類・木屑(割り箸程度)



## ②燃えないごみ

陶器類・炊事用具・金物・ガラス・蛍光灯(10本以下/日)・革製品類・おもちゃ・  
小型家電品・ライター(ガスを使いきる)・スプレー缶(完全にガスがない状態で)  
家庭用散水ホース(20cmくらいに切断)



## ③粗大ごみ[長さ150cmまで]

### ☆電化製品

マッサージチェアー・カセットデッキ・除湿機・ステレオ・スピーカー  
ズボンプレスサー・扇風機・電気ストーブ・電気カーペット・ファンヒーター  
電子レンジ・ミシン・ビデオデッキ・こたつ・餅つき機等



### ☆石油・ガス製品(燃料は抜き取る)

ガスレンジ・ガスコンロ・ガステーブル・ガスストーブ・石油ストーブ



### ☆家具類

アコーディオンカーテン・応接セット・衣装箱・鏡台・洗面化粧台・下駄箱・サイドボード  
食器棚・シャンデリア・ベッド・マット・たんす・机・ブラインド・本箱等

### ☆OA機器

パソコン(PCマークのないもの)・プリンター・ファックス



### ☆趣味用品

エレクtoon・オルガン・ゴルフ用品(ゴルフボールは10個未満)・ギター  
パチンコ台(家庭用)・自転車(電動自転車についてはバッテリーを取り除いたもの)

### ☆その他

ベビーカー・脚立・米びつ(家庭用)・ショッピングカート・水槽・流し台  
 建具(ふすま、障子、アルミサッシ等)・フラワースタンド・ペット小屋  
 幼児用玩具(ブランコ・滑り台等)・物置(簡易なもので解体したもの)  
 雨どい(長さ1.5m程度、塩ビ製は除く)・消防ホース(1mくらいに切断)  
 乾燥木材(長さ1.5m直径15cm以内)・竹(一節程度に切断)・庭木の剪定枝(乾燥させたもの)

④搬入制限のあるもの〔受入は1日1回に限る〕

マットレス・布団	10枚以内	畳・ござ	6枚以内
カーペット	5枚以内	解体材	1日1車(自ら解体したものに限る)
家庭用ブルーシート	3枚以内	蛍光灯	10本以内

⑤搬入できないもの

〔産業廃棄物・危険なもの・固いもの・計量所及び投入場所で処理困難と判断したもの〕

廃油(潤滑油系、鉱物油系の廃油)・廃酸(廃硫酸、廃塩酸等の酸性廃液)  
 廃アルカリ(廃ソーダ等のアルカリ性廃液)・燃え殻(灰かす、廃棄物焼却灰、スス等)  
 汚泥(下水汚泥、浄化槽沈殿汚泥、不良セメント、活性炭かす等)  
 廃プラスチック  
 (電線の被覆くず、ビニールシート、合成繊維くず、合成紙くず、塗料かす等の各種、合成樹脂製品等)  
 建設廃材  
 (コンクリート、ブロック、レンガ、タイル、瓦、スレート、石、土砂、石膏ボード、屋根用フェルト、ルーフィング、断熱材、グラスウール等)  
 塩ビ製品・医療廃棄物(注射器、注射針等)  
 ゴムくず・金属くず・鉄塊・鉄筋・鉄板・鉄パイプ・アングル・ハンマー・トンガ・つるはし・ワイヤー  
 農業用ビニールハウス・マルチシート・農業用畦シート・農薬のビン・農業用ホース・草刈機・草刈機の刃  
 肥料袋(紙製は搬入可能)・動物の死体・家畜ふん尿  
 グラスファイバー製品(農業用消毒槽等)・コンプレッサー・モーター類・スプリング類・ゴムホース類  
 ドラム缶・油タンク・ガスボンベ・シンナー・ペンキ缶(中味の残っているもの、爆発や発火性のあるもの)  
 自動二輪車・自動車部品・消火器・温水ボイラー・温水器(50cm角に切断していれば搬入可能)  
 ポンプ・漁網・ロープ・石綿・石灰・浴槽・かまぼこカス・大量の線香・耐火金庫(手提げ式は搬入可能)  
 田畑の草木・生木・木のかぶ・事業者持込による家屋の解体材・大量の果物  
 物干し台(コンクリート製)・電線・番線・血圧計及び体温計(水銀式)・火薬・パレット  
 ボーリングの球・ピアノ・パチンコ台及びパチスロ台(営業用)  
 家電リサイクル法の対象となるもの(テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)

◎お問い合わせ

環境センター 管理棟

和歌山県有田郡有田川町上中島927

TEL: 0737-52-5384

